

# 学校法人ものづくり大学安全保障輸出管理規程

【平成 31 年 3 月 29 日 法も規程第 44 号】

## (目的)

**第1条** この規程は、学校法人ものづくり大学(以下「学校法人」という。)において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。)並びにこれに基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
- (2) 居住者 外為法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者をいう。
- (3) 非居住者 外為法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。)又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (6) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) 相手先 技術の提供については当該技術を利用する者、貨物の輸出については当該貨物の需要者、また、外国人の受入れについては当該外国人の出身国又は所属組織をいう。
- (8) リスト規制技術 外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。)別表の 1 の項から 15 の項までに該当する技術をいう。
- (9) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)別表第 1 の 1 の項から 15 の項までに該当する貨物をいう。
- (10) キャッチオール規制 外為令別表の 16 の項に該当する技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物が大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (11) 該非判定 取引がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

- (12) 取引審査 該非判定の内容のほか、用途及び需要者を確認し、学校法人として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (13) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤、細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (14) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (15) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

#### (適用範囲)

**第3条** この規程は、学校法人の役員及び職員(非常勤の者を含む。以下「職員等」という。)が行う全ての取引に関する業務に適用する。

#### (基本方針)

**第4条** 学校法人の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣(以下「大臣」という。)の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

#### (最高責任者)

**第5条** 学校法人の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

- 2 最高責任者は、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を講ずるほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

#### (輸出管理統括責任者)

**第6条** 輸出管理業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、学校法人における輸出管理業務を統括し、取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る大臣への許可申請手続その他この規程に定められた業務を行う。

#### (輸出管理責任者)

**第7条** 輸出管理業務を適切に実施するため、統括責任者の下に輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、統括責任者を補佐し、次条に規定する事前確認(以下「事前確認」という。)及び取引審査のほか、この規程に定められた業務を行う。

#### (事前確認)

**第8条** 職員等は、取引を行おうとする場合又は技術の提供を目的とした外国人留学生等、外国人職員等その他の外国人の受入れを行おうとする場合は、事前確認シ

ート(様式第1号又は様式第2号)に基づき当該事案に係る事実関係等について確認を行い、当該事前確認シートを管理責任者に届け出て、取引審査の要否について管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる確認を省略することができる。

- 2 管理責任者は、前項の届出があった事案について、取引審査の要否の確認を行うものとする。

#### (該非判定)

**第9条** 職員等は、取引審査の要否とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて、別に定める該非判定票に基づき該非判定を行うものとする。

- 2 職員等は、学校法人外から調達した技術又は貨物についての該非判定を行う場合は、当該技術又は貨物の調達先から該非判定書等を入手する等の方法により、適切に行うものとする。

#### (用途確認)

**第10条** 職員等は、取引審査の要否とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める用途チェックシート及び明らかなガイドラインシートに基づき確認するものとする。

#### (需要者確認)

**第11条** 職員等は、取引審査の要否とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について、次の各号に該当するかを、別に定める需要者チェックシートを用いて確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在及び身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の外国ユーザーリストに掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等を行う、若しくは行ったことが入手した資料等に記載されている、又はその情報がある。
- (4) 軍、軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらの所属者である。

#### (取引審査)

**第12条** 職員等は、取引審査の要否とされた場合は、取引審査票(様式第3号又は様式第4号)を作成の上、管理責任者及び統括責任者による承認を受けなければならない。

- 2 前項の取引審査票には、第9条から前条までに定める帳票を添付するものとする。

#### (許可申請)

**第13条** 統括責任者は、前条第1項における承認により外為法等に基づく大臣の許可を受けなければならない場合は、必要な許可申請を行うものとする。

- 2 取引を行おうとする職員等は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、

大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

#### (技術の提供管理)

**第14条** 職員等は、技術を提供するときは、取引審査の手続が不要とされる場合を除き、取引審査の手続が行われたこと、及び外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

#### (貨物の輸出管理)

**第15条** 職員等が貨物を輸出するときは、前条を準用する。なお、職員等は、当該貨物はその手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

2 職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 職員等は、貨物を輸出するときの通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止め、管理責任者へ報告するものとする。

#### (文書等の管理)

**第16条** 職員等は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して7年間保管しなければならない。

#### (監査)

**第17条** 管理責任者は、学校法人の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

#### (調査)

**第18条** 管理責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

#### (指導)

**第19条** 管理責任者は、職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

#### (教育)

**第20条** 管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

#### (報告)

**第21条** 職員等は、外為法等又はこの規程に違反する事実又は違反のおそれがある事実を知ったときは、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により外為法等に違反している事実が明らかになった

とき又は違反したおそれのあることが判明したときは、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示し、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、最高責任者は、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

**(懲戒)**

**第22条** 職員等が故意又は重大な過失により外為法等及びこの規程に違反した場合には、学校法人ものつくり大学就業規則に基づき懲戒の対象とする。

**(事務の所管)**

**第23条** この規程に関する事務処理は、ものつくり研究情報センターが行う。

**(細則)**

**第24条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**(規程の改廃)**

**第25条** この規程の改廃は、代議員会の議を経て、理事長が行う。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

\*様式は(略)